

[事案 2019-172] 給付金支払請求

・令和2年2月28日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2019-173] の申立人と同一人である。

<事案の概要>

告知義務違反により契約を解除されたが、医師から病名を聞いていなかったこと等を理由に、契約解除の取消しおよび給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

乳がんにより、A病院で入院および手術をしたことから、平成30年9月に契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、告知日前日に受けたB病院でのマンモグラフィー検査と超音波検査により乳がんの疑いとの診断を受けていたことについて告知しなかったことから、告知義務違反により契約を解除された。しかし、以下の理由により、契約解除を無効とし、給付金を支払ってほしい。

- (1) B病院では、影が映っているが心配はないと思われるものの、自身で知りたいようなら病院を紹介すると言われただけで、乳がんの疑いといった説明は聞いていない。
- (2) B病院は、検査データを取り、紹介状を作成するだけの検査機関なので、告知が必要な医師の診察・検査にはあたらない。
- (3) B病院の前に別の病院で受けた健康診断の結果も異常なしであった。
- (4) 保険会社がB病院に調査した結果には、医師が乳がんの疑いと自分に告げたと記載されているが、これは保険会社が事実ではない内容を書かせたものである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) B病院への調査の結果によれば、申立人は、告知日前日にマンモグラフィー検査や超音波検査を受け、乳がんの疑いとの診断を受けたうえ、A病院での精密検査をすすめられていた事実がある。
- (2) 領収証において、保険診療として初診料、検査料、画像診断料の請求がされていることからしても、医師による診察や検査を受けているといえる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、B病院受診時や告知時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の告知義務違反および告知義務違反の内容と入院・手術の原因となった乳がんには因果関係が認められるため、契約解除の無効および給付金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。